実体、現地支出および投資の要件

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

投資専門人材

人員に関する条件は、実体の要求を最も明確に表したものです。適格な投資専門人材とは、シンガポールの税務上の居住者であり、月額3,500シンガポールドルを超える報酬を得て、勤務時間の半分超をファンド運用に充てるポートフォリオ・マネージャー、リサーチ・アナリストまたはトレーダーをいいます。シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore、MAS）は、適格とならない職務の一覧を公表しています。そこには、財務計画と予算編成、キャッシュフローの監視、法的文書の作成とファンドの送金手続、税務計画の支援、そして注文の単なる入力や確認が含まれます。[1]

専門人材は、関連する経験または関連する資格を有していなければなりません。経験には個人としての投資経験も含まれ得ます。これは、長年にわたり自らのポートフォリオを運用してきた一族の構成員への配慮です。資格には、会計、金融、経済または経営の学位や、CFAなどの専門資格が含

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

まれます。MASは、期待される経験や資格を欠く者を人数に算入することを拒むことができます。同一人物を複数の優遇措置に算入することはできません。ただし、もう一方の認定が第13O条、第13OA条もしくは13Uの認定である場合、またはファンド運用もしくはスタンダード・ティアに関する金融セクター優遇措置（Financial Sector Incentive）の認定である場合はこの限りではありません。[2]

一族以外の専門人材を求める要件には、二つの目的があります。第一に、オフィスの中に少なくとも一人、一族から独立した専門知識を持つ人物がいることを確保します。第二に、現地市場に雇用を生み出します。これこそが優遇措置の政策上の正当化根拠です。実務上、一族は経験豊富な銀行家やポートフォリオ・マネージャーを最高投資責任者として採用し、二つ目のポストを若い世代の家族で埋めることが少なくありません。

現地支出

各ファンドは、すべての基準期間において一定額以上の現地支出を行わなければなりません。その額は、当該期間末における指定投資の価額に応じて段階的に定められています。2026年8月1日以降の新規のファミリーオフィス認定については、2億5,000万シンガポールドル未満のファンドで20万シンガポールドル、2億5,000万シンガポールドル以上20億シンガポールドル未満のファンドで50万シンガポールドル、20億シンガポールドル以上のファンドで100万シンガポールドルが最低額です。上位二つの段階については、要件の一部を、シンガポールの登録慈善団体、免除慈善団体または公益機関（Institutions of Public Character）への寄付によって満たすことができます。シンガポールのライセンスを受けた金融機関が販売するブレンデッド・ファイナンス商品への拠出は、その額の2倍として算入されます。ただし、それぞれ30万シンガポールドルおよび50万シンガポールドルの現地事業支出を最低限行うことが条件です。[3]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

現地事業支出とは、給与、運用報酬その他の運営費用など、シンガポールの契約相手方に支払われる営業費用をいいます。この定義からは、資金調達費用と外国のプロバイダーへの支払いが除かれます。会計業務を本国に外注したり、海外の投資アドバイザーに報酬を支払ったりしているファミリーオフィスは、それらの費用を算入することができません。各段階は、市場の標準を反映するため2026年に改訂されました。以前は5,000万シンガポールドルおよび1億シンガポールドルという基準に連動していました。[4]

資本投下要件

資本投下要件は、各ファミリーオフィス・ファンドに対し、指定投資の10%または1,000万シンガポールドルのいずれか低い額以上を、三つのカテゴリーに投資することを義務付けています。すなわち、MASが承認した取引所に上場する投資、シンガポールでMASのライセンスを受けた金融機関が販売する投資、そしてシンガポールで事業を営み、実質的な拠点を有する非上場のシンガポール企業です。この要件が最初に審査されるのは、認定開始後の最初の完全な賦課年度の基準期間末です。2026年8月1日に開始し12月を決算期とする認定の場合、その日付は2027年12月31日となります。[5]

次の4種類の投資は、その価額の2倍として算入されます。承認された取引所に上場する株式、シンガポール上場株式に実質的に投資するファンド、シンガポールで販売されるブレンデッド・ファイナンス商品、そして非上場のシンガポール事業会社への投資です。ファンドは、資産の少なくとも30%を承認された取引所に上場する株式に投資している場合に、シンガポール株式に実質的に投資しているものとされます。この乗数は、一族の資本を現地の株式市場やシンガポールのスタートアップに向かわせるという産業政策に資するものです。[6]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

第三のカテゴリーについて、MASは、実質的な拠点を有する事業会社とは、シンガポールで登録され、少なくとも25%の現地株主持分、シンガポールにおける少なくとも3名の従業員、そして同地における事業所を有するものと考えています。シンガポールの不動産を売買または保有する会社は、不動産開発業者を例外として、適格とはなりません。[7] 中間的な投資会社を通じた間接保有も、それらの会社が独自の事業を有していない場合には算入されます。

一族の事業会社

アジアの多くの一族は、その資産の大部分を事業グループを通じて保有しています。スキームは、ファンドがこうした事業への投資を無制限に保有することを認めていますが、これらの保有は最低規模には算入されません。ファンドがグループの財務業務に用いられない限り、一族の事業をファンド構造の一部とすることも可能です。第13U条ファンドは、シンガポールの事業会社または企業グループが所有することはできません。これらのルールは、一族の投資ビークルと企業の財務部門との間に線を引いています。優遇措置は前者のためだけに用意されているのです。[8]

認定後は、ファンドに関係する者に変更があった場合、その報告が必要です。これには、実質的所有者、株主、取締役、主要従業員、投資専門人材、および保有構造における新たな中間事業体が含まれます。MASは、母国語の文字表記を含む氏名、現在および過去のすべての国籍、そして実質的所有者との関係を求めています。これに対し、ライセンスの枠組みでは、株主構成の変更について更新を求めていません。税制上の認定は、優遇措置を受けるオフィスの背後に誰がいるのかをMASが把握し続けるための手段なのです。[9]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

グローバル・インベスター・プログラムと居住

ファミリーオフィスは、永住権への道筋でもあります。経済開発庁（EDB）のグローバル・インベスター・プログラム（GIP）は、少なくとも5年の起業、投資または経営の実績を持ち、不動産を除く純投資可能資産が少なくとも2億シンガポールドルあるファミリーオフィスのプリンシパルを受け入れています。オプションCでは、申請者は少なくとも2億シンガポールドルの運用資産を有するシングル・ファミリーオフィスをシンガポールに設立しなければなりません。永住権の最終承認から12か月以内に、少なくとも5,000万シンガポールドルをシンガポールに移転し、EDBが指定する投資に充てなければなりません。[10]

再入国許可の更新は、さらなる条件にかかっています。5年間の更新を受けるには、ファミリーオフィスが少なくとも5名のファミリーオフィス専門人材を追加で雇用し、そのうち少なくとも3名がシンガポール国民でなければならず、また5,000万シンガポールドルが引き続き投下されていなければなりません。さらに、プリンシパルまたはその扶養家族が、期間の半分超をシンガポールに居住している必要があります。[11] このように、居住の道筋には、税制スキームをはるかに上回る要件が課されています。これは、シンガポールで暮らすことを考えている一族のために設計されたものです。金融分野の人材に関する移民政策については、第J部第IV章でより広く検討します。

注

1. MAS, FDD Cir 05/2026、注18。MAS, FDD Cir 05/2026、付属書13、第1.1項（目安として勤務時間の50%超）。MAS, FDD Cir 05/2026、付属書11、FAQ 10。 ↩
2. MAS, FDD Cir 05/2026、付属書11、FAQ 11。MAS, FDD Cir 05/2026、付属書13、第1.3項～第1.4項。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

3. MAS, FDD Cir 05/2026、第4.5項(a)、表C、および注23〜25。MAS, FDD Cir 05/2026、付属書6B、第1項(c)。 ↩
4. MAS, FDD Cir 05/2026、注15。MAS, FDD Cir 05/2026、第4.5項(a)。Grant Thornton Singapore, 2022年4月22日（前掲）、20万シンガポールドル（5,000万シンガポールドル未満）、50万シンガポールドル（5,000万シンガポールドルから1億シンガポールドル）および100万シンガポールドル（1億シンガポールドル以上）という従前の段階について。RSM Singapore, “MAS updates tax incentive schemes for single family office funds”（rsm.global、2026年11月最終閲覧）、従前の段階について。 ↩
5. MAS, FDD Cir 05/2026、第4.5項(b)。MAS, FDD Cir 05/2026、注27。 ↩
6. MAS, FDD Cir 05/2026、第4.5項(b)。MAS, FDD Cir 05/2026、注30。 ↩
7. MAS, FDD Cir 05/2026、付属書11、FAQ 9。 ↩
8. MAS, FDD Cir 05/2026、付属書11、FAQ 6。MAS, FDD Cir 05/2026、付属書11、FAQ 3。 ↩
9. MAS, FDD Cir 05/2026、付属書11、FAQ 2。MAS, FAQs on Licensing Exemption Framework for SFOs, 2026年6月12日、FAQ 8。 ↩
10. Economic Development Board, *Global Investor Programme Factsheet*, 2025年5月5日更新、3頁（プロファイル「Family Office Principals」）。EDB, GIP Factsheet, 2025年5月5日更新、4頁（Option C）。 ↩
11. EDB, GIP Factsheet, 2025年5月5日更新、9頁、および注10：5名の専門人材は、法務、税務、投資またはフィランソロピーの分野で助言的役割または取締役会の役職を担っていなければならない。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com